

【原著論文】

# 特別な配慮を必要とする保育実習生に対する 指導上の困難に関する実感調査

井上 寿美\*・服部 伸一\*\*・半田 結\*\*\*  
廣 陽子\*\*

キーワード：保育実習指導 指導困難 特別な配慮 実感調査

## I 目的・背景

### 1. 目的

本研究の目的は、保育士養成校や実習先保育所の教職員が、特別な配慮を必要とする保育実習生に対して、どのような点において指導上の困難を感じているのかを明らかにすることである。

「改正障害者基本法（2011）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（2013）」、「障害者の権利に関する条約（2014）」<sup>1)</sup>をふまえ、大学、短大、専門学校等には、障害のある学生が障害を理由とする差別を受けないよう取り組むとともに、障害のある学生が、障害のない学生と平等に教育・研究に参加・活動できる機会の確保に努めることが求められるようになった。障害を理由にした、受験・入学・試験、授業・実習の受講、サークル活動・研究活動、研修・研究会等への参加、施設・サービス利用等の制限は、不当な差別的取り扱いとなる。また、障害のある学生から何らかの配慮を求める意思表示があったにもかかわらず、社会的障壁を取り除くために必要な配慮を行わないことは、合理的配慮の不提供となる。不当な差別的取り扱いや合理的配慮の不提供が法律で禁止されることになったのである。

このように障害のある学生に対する修学に向けた権利保障が積極的に進められていく中、保育士養成校の教員は、特別な配慮を必要とする学生の実習において難しい課題に直面しているのではないか。学内の学修においては、学生本人の要望が大学等の「体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」であれば、調整が可能になる。しかし、保

---

\*大阪大谷大学教育学部

\*\*関西福祉大学教育学部

\*\*\*兵庫大学短期大学部

育所実習においては、学生本人の要望に先んじて、保育所の子どもの安全・安心が確保されなければならない。そのため、場合によっては、学生本人の要望と大学側の調整だけでは実習機会を提供することが困難になることも考えられる。

おとなからの保護を多く必要とする、幼い子どもの生活の場で行われる保育所実習では、実習生の行動特性から次のような事態が引き起こされた場合、子どもに与える影響はあまりにも大きい。たとえば、子どものケガに対して臨機応変に対応できなかったため、子どもの生命が脅かされるような事態に陥ってしまう、聴覚過敏で子どもの声に耐えられなくなり、突然、子どもに静粛を求めて怒鳴ってしまう、子どものふざけた言動に対して状況把握が難しかったため、それを真に受けて立腹し必要以上に子どもを叱責する、等々である。

このようなことから、実習先施設の子どもの権利保障を第一義的に考慮し、かつ特別な配慮を必要とする保育実習生への合理的配慮を伴った実習のあり方について早急に議論を進める必要があると考える。

## 2. 背景

日本学生支援機構による「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の学修支援に関する実態調査（平成25年度～平成29年度）」等により、学生のニーズや学修支援、合理的配慮などについて議論されるようになってきた。しかし、特別な配慮を必要とする実習生の困難感や支援をめぐる研究は、管見の限りきわめて少ない。

看護学生の臨地実習（山下・徳本 2015；中尾・田中・豊島 2015；山下・徳本 2016）や薬剤師志望学生の実務実習（菊池・安原 2018）、作業療法士志望学生の臨床実習（佐々木・八田 2010）、社会福祉士志望学生の社会福祉援助技術現場実習（浅原・上野・若山・ほか 2008）、精神保健福祉士志望学生の精神保健福祉士援助実習（向井・久米・安藤・ほか 2017）、教員志望学生の特別支援学校における教育実習（長沢 2016；二通 2016）、保育士志望学生の保育所における保育実習（川端 2015；三澤 2017）のみである。

保育実習について述べている川端（2015）は、特別な配慮を必要とする学生の進路選択支援に焦点をあてており、保育実習指導上の困難を扱ったものではない。また、三澤（2017）は、おもに学内における実習支援体制の課題について述べており、実習生への支援という点では筆者らと共通するテーマである。養成校教員が直面している喫緊の課題に対応しようとするものといえる。とはいえ、筆者らの関心は、支援体制の構築はもとより個別・具体的な支援の内容にある。これまで実際の実習指導の場面では、保育士養成校や実習園の教職員によって多かれ少なかれさまざまな配慮や支援がなされてきた。保育実習が保育士資格取得と密接にかかわるものである以上、それら指導上の困難感や書面には表れにくい支援や配慮を丁寧にもとめ、つまびらかにすることは、養成校や実習園の教職員のみならず、何よりも実習生を尊重す

ることにつながる。

以上から、保育士養成校、および実習先保育所の教職員が、特別な配慮を必要とする学生に対して、どのような点において実習指導上の困難を感じているのかを明らかにすることは、特別な配慮を必要とする保育実習生への支援のあり方を検討する際の資料になると考える。

## II 方法

### 1. アンケート調査

2017年11月～12月に保育者<sup>2)</sup>対象の研修会を利用し、保育実習生の受け入れ経験がある保育者にアンケート調査を実施した。調査票は、A県社会福祉協議会の協力を得て53票、A県B市幼保運営課の協力を得て17票、合計70票を配布した。前者については3つの研修会終了後に調査票を配布し、郵送で回答を得た。後者については研修会終了後に調査票を配布し、その場で回答、回収した。回答数は46票、有効回答率は65.7%、回答者の平均経験年数は21.0年であった。

### 2. インタビュー調査

2018年2月～3月に、機縁法により保育士養成校教員8人の協力を得てインタビュー調査を実施した。調査協力者の養成校における実習指導の経験年数は、5年未満が3人、5年～10年未満が2人、10年～20年未満が1人、20年以上が2人であった。調査協力者が所属する養成校は、専門学校2校、短期大学1校、大学2校の計5校で、いずれのインタビューにおいても、調査者2～3名が調査協力者の勤務校へ赴き、半構造化インタビューを行った。調査時間は1時間～2時間程度である。インタビューはICレコーダーに録音し、後に逐語録を作成した。インタビュー調査の概要については表1を参照されたい。

インタビュー資料の分析については、保育実習生の指導上の困難にかかわるテキストを切片

表1 インタビュー調査の概要

調査協力者	勤務校・調査場所	勤務年数	経験年数	インタビュー形態	調査日	調査時間
A	専門学校 (I 県)	11	23	グループ	2018/2/13	1時間 21分
B		4	1			
C	専門学校 (I 県)	2.5	2	個人	2018/2/13	1時間 22分
D	短期大学 (J 県)	3	3	個人	2018/2/15	1時間 6分
E	大学 (L 県)	4	8	グループ	2018/3/5	1時間 21分
F		12	29			
G		3	11			
H	大学 (M 県)	2	7	個人	2018/3/5	2時間 10分

化してセグメントを切り出し、それぞれのセグメントにコードを付し、カテゴリー化を行った。

### 3. 倫理的配慮

大阪大谷大学文学部・教育学部・人間社会学部研究倫理委員会の承認（承認番号 018 号）を得、「日本保育学会倫理綱領」を遵守して実施した。

アンケート調査については、調査票に調査目的や回答内容の処理方法について記し、アンケートの冒頭に「このアンケートに回答することに（同意する・同意しない）」の項目を設け、「同意する」に○をつけてもらう形で了解を得た。

インタビュー調査については、インタビュー開始前に、調査協力者に、①調査目的、②調査方法、③調査不同意のさいに不利益を受けない権利、④データの管理法、⑤協力者が中止・保留を申し出る権利、⑥入手したデータの公表について記した文書を提示し、口頭で読み上げて説明を行い、「研究協力同意文書」2通に署名を得た。そのうちの1通を調査協力者に手渡し、他の1通は調査者が受け取り保管することとした。

調査結果の公表にあたっては、調査協力者が特定されないように、調査協力者の氏名、所属校名、都道府県名等の固有名詞をランダムにアルファベット表記とした。

## III 結果

### 1. アンケート調査

#### (1) 結果概要

パイロットスタディとして行ったアンケート調査の結果概要について述べる。まず、指導困難を感じる学生の受け入れの有無については、「あり」52.2%、「なし」47.8%であった（表2）。

次に、「あり」と答えた者に対し、指導困難さの内容について複数回答で尋ねたところ、上位5項目は、「指導案や記録の書き方がわからない」70.8%、「説明の意図が通じない」70.8%、「提出物が出せずに滞る」54.2%、「指導にあたりコミュニケーションがとりづらい」50.0%、「終始、表情が乏しい」45.8%、「読み取り難い字を書く」41.7%、「複数の指示に対応できない」41.7%、「連絡・相談・報告（ハウ・レン・ソウ）がない」41.7%という結果であった（表3-1、表3-2、表3-3）。

さらに、指導困難さの要因について質問したところ、「社会経験が未熟である」70.8%、「意欲がない」37.5%、「発達上に何らかの特性がある」29.2%の順で多くなっていた（表4）。

また、指導困難な学生を受け入れた場合に、養成校から事前の説明を受けた者は20.8%に留まっていた（表5）。

## (2) まとめ

保育実習園に行ったアンケートでは、半数以上の園で指導困難を感じる学生を受け入れており、その際、養成校から学生についての何らかの説明を受けている園は2割に過ぎず、ほとんどの園は説明がないまま特別な配慮を必要とする学生を受け入れていた。つまり、保育者においては、特別な配慮を必要とする学生の存在が認識されており、何らかの配慮がなされていたことがわかった。

指導困難とを感じる内容には、指導案・記録の指導や筆記に関すること、保育者とのコミュニケーションに関することが上位を占めた。コミュニケーションについては子どもとのかかわりでも指導困難さを感じているが、困難さの内容全体からみると、保育者が実習生を指導する上では、子どもとのかかわりにはそれほど指導の困難さを感じていない。

表2 指導困難を感じる実習生の受け入れの有無 (N=46)

項目	人数	%
あり	24	52.2
なし	22	47.8

表3-1 指導困難さの内容〈保育者に対して〉

(N=24、複数回答)

項目	人数	%
説明の意図が通じない	17	70.8
指導にあたりコミュニケーションがとりづらい	12	50.0
連絡・相談・報告(ホウ・レン・ソウ)がない	10	41.7
複数の指示に対応できない	10	41.7
挨拶ができない	8	33.3
頼んだことができない	8	33.3
素直に指導を受け入れにくい	5	20.8
自分の考えに固執する	5	20.8
適切な距離感を保ちづらい	4	16.7

表3-2 指導困難さの内容〈子どもに対して〉

(N=24、複数回答)

項目	人数	%
複数の子どもから話しかけられるとうまく対応できない	9	37.5
コミュニケーションが成立しづらい	8	33.3
子どものペースを考えずに自分のペースで行動する	7	29.2
子どもの言いなりになる	7	29.2
適切な距離感を保ちづらい	4	16.7
急に不機嫌になる	1	4.2

特別な配慮を必要とする保育実習生に対する指導上の困難に関する実感調査

表 3-3 指導困難さの内容〈実習課題・実習態度に関して〉

(N=24、複数回答)

項目	人数	%
指導案や記録の書き方がわからない	17	70.8
提出物が出せずに滞る	13	54.2
終始、表情が乏しい	11	45.8
読み取り難い字を書く	10	41.7
欠席・遅刻が目立つ	5	20.8
極端に意欲に欠けている	5	20.8
行動にこだわりがみられる	4	16.7

表 4 指導困難さの要因

(N=24、複数回答)

項目	人数	%
社会経験が未熟である	17	70.8
意欲がない	9	37.5
発達上に何らかの特性がある	7	29.2
知的理解に難しさがある	4	16.7
精神的な不安を抱えている	2	8.3
怠惰である	2	8.3
その他	1	4.2

表 5 養成校からの説明の有無

(N=24)

項目	人数	%
あり	5	20.8
なし	17	70.8
無回答	2	8.3

また、指導困難の要因として、発達上に何らかの特性があると答えた者は3割以下に留まり、7割以上が社会経験の未熟と答えていた。

## 2. インタビュー調査

### (1) コードとカテゴリー

保育士養成校の教員によって語られた、保育実習生の指導上の困難をめぐる121のセグメントから24のコードが抽出された。これらのコードは、【特別な配慮を必要とする学生の姿】、【養成校・実習園による特別な配慮】、【受け入れに際しての実習園の要求】、【対応に苦慮させられる保護者の姿】、【学内の悩み】、【学生の属性に起因する課題】、【今後の養成校の在り方】の7つにカテゴリー化された。各カテゴリーを構成するコードは表6のとおりである。

図1は、保育士養成校の教員によって語られた、保育実習生の指導をめぐる困難感にかかわるセグメント全体における、各カテゴリー件数の割合を示したものである。特別な配慮を必要

とする学生の姿が全体のおよそ半分を占めていることから、保育士養成校の教員は、保育実習生の指導をめぐり、特別な配慮を必要とする学生に対して、より多くの困難感を抱いていることがわかった。

## (2) 特別な配慮を必要とする学生の姿

特別な配慮を必要とする保育実習生に対する指導上の困難が読み取れる、【特別な配慮を必要とする学生の姿】をとりあげる。【特別な配慮を必要とする学生の姿】は、①学びの経験が不足、②意欲が不足、③病気や障害・発達上の特性、④自己中心的・未成熟、⑤社会常識の不足（対人スキル）、⑥基礎的社会経験の不足（生活スキル）という6つのコードで構成された。図2は、各コード件数の割合を示したものである。特別な配慮を必要とする学生の姿では、病気や障害・発達上の特性によると考えられるものがきわめて多く語られていた。

表6 保育実習生の指導上の困難（カテゴリー・コード）

カテゴリー	コード
特別な配慮を必要とする学生の姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学びの経験が不足</li> <li>・ 意欲が不足</li> <li>・ 病気や障害・発達上の特性</li> <li>・ 自己中心的、未成熟</li> <li>・ 社会常識の欠如（対人スキル）</li> <li>・ 基礎的社会経験の不足（生活スキル）</li> </ul>
養成校、実習園による特別な配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周囲の学生へのサポート依頼</li> <li>・ 実習園に対する事前の情報伝達・共有</li> <li>・ 受け入れに関する事前相談</li> <li>・ 実習前の学習支援</li> <li>・ 保護者、高校教員との情報共有</li> <li>・ 本人との情報共有</li> </ul>
受け入れに際しての実習園の要求	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前の情報提供</li> </ul>
対応に苦慮させられる保護者の姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成績評価に対するクレーム</li> <li>・ 学生（子ども）の現状に対する無理解</li> <li>・ 実習先への直接的なクレーム</li> </ul>
学内の悩み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教員間の責任転嫁</li> <li>・ 教員間の意識のズレ</li> </ul>
学生の属性に起因する課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国人留学生</li> <li>・ 学び直しの社会人</li> <li>・ 附属高校からの進学者</li> </ul>
今後の養成校の在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基礎的社会経験の不足への対応</li> <li>・ 進路指導の充実</li> <li>・ 当該学生をめぐる学内の情報共有</li> <li>・ 担当者任せにしない</li> </ul>

特別な配慮を必要とする保育実習生に対する指導上の困難に関する実感調査

コード別の語りの内容は次のようになっていた。

① 学びの経験が不足

「勉強をする」という経験に乏しい。そのため、教科書に出てくる漢字が読めなかったり、文章を書く際の基本的事項を教えても理解できていなかったりする。また、耳に届く教員の声は、単なる音声であり、意味をもった言葉として届いていないようである。

② 意欲が不足

高校による安易な進路指導や、何でもいいから資格を取得して欲しいという保護者の要望に逆らえずに入学している。そのため、保育者になりたいという目的がないので、実習などに意

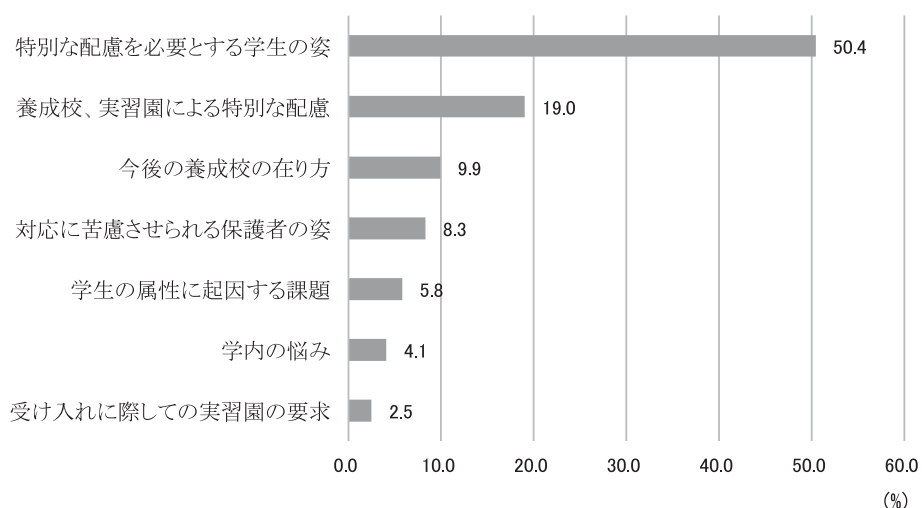


図1 「保育実習生の指導上の困難」 カテゴリー件数 (N=121)

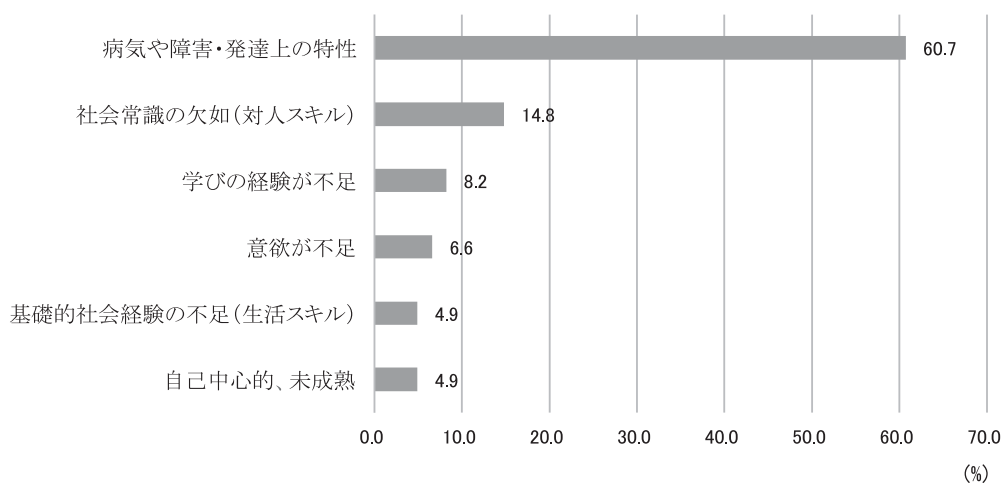


図2 「特別な配慮を必要とする学生の姿」のコード別件数 (N=61)



味を感じることができず、ただ時間をやり過ごすだけになっている。

### ③ 病気や障害・発達上の特性

気分が激しく乱高下する。音に敏感に反応するため議論に参加するのが難しく、議論の場で意見交換の音声に耐えられずに「うるさい」と言う。また、子どもを静かにさせようとして子どもの口を手でふさぐ行為を行う。自分が納得できるまでこだわるので、言葉で相手を攻撃する。モノサシを使ってまっすぐな線をひく、二穴パンチを使って穴をあけてプリントを揃えて綴じる等の事務作業に著しく困難が伴う。病気が原因で再三、倒れる。精神的な弱さで実習中に家から出られなくなる。子どもの心情を汲み取って実習日誌を書くのが難しい。実習日誌に書く内容を取捨選択できず、詳細に書きすぎて実習中に睡眠がとれなくなる。自分から他者に働きかけるという能動的な行動が難しい。友だちが倒れていることを第三者に報告せずに放置する。そして、上記のような状況であるにもかかわらず、本人には自己課題が認識されておらず、むしろ十分にできていると認識していることが多い。

### ④ 自己中心的・未成熟

保育者から受けた注意に対して過剰に反応し、机の下に隠れるなど保育の場面にふさわしくない行動をとり保育の場で子どもを混乱させる。保育中であることを考慮せず、頭の中に湧き起こった質問をすぐにその場で言語化する。後先を考えずその場の思いつきで軽率な行動をとり、周りを混乱させる。自分に注目して欲しいという気持ちが強く、その場の状況に応じた行動が難しい。怒られたくないとの思いから自分の失敗を嘘で覆い隠そうとして周りを混乱に陥れる。

### ⑤ 社会常識の不足（対人スキル）

教員の指導を素直に受け入れられず、反抗的な態度をとる等、教員に対して適切な態度をとることができない。学業成績では評価されていても、実習で子どもとかかわることに抵抗があったり、かかわれなかったりする。厳しい状況に陥った時に、教員や友人等の周りからの連絡を絶つ。

### ⑥ 基礎的社会経験の不足（生活スキル）

お茶を入れる、食器を洗う、雑巾がけをする、窓ふきをする等、日常生活を通じて習得できるはずの生活スキルが身につけていない。乳児に配慮した対応が難しく、乳児に対して厳しい言葉で指導する。

## (3) まとめ

保育士養成校の教員は、保育実習生の指導において、発達上の特性がある学生に限らず、次のような姿を呈する学生に対しても特別な配慮を必要とするを認識し、かつ、その指導において、困難感を抱いていることが明らかになった。養成校教員が特別な配慮を必要とするを認識

し、指導上の困難感を抱いているのは、①学びの経験が不足しており、すでに身につけているはずの学びの作法や知識や技能を持ち合わせていない学生、②保育者になりたいという目的もなく入学してきたため、なすべきことに対して意欲が不足している学生、③病気や障害、発達上の特性から、保育者としての事務遂行や対人関係構築に課題が認められる学生、④自己中心的な判断で行動し、年齢相応の行動が難しい未成熟な学生、⑤対人スキルの点において社会常識の不足が認められる学生、⑥生活スキルの点において基礎的社会経験の不足が認められる学生、であった。

#### IV 考察

パイロット調査として行った保育実習園へのアンケートではあるが、指導困難を感じる学生の受け入れ経験は半数を超えており、実習園として対応に苦慮する状況が推察された。指導困難さの内容としては、保育者とのコミュニケーションや指導案・記録の困難さが目立っていたが、子どもとのかかわりについては、それほど問題に感じていない様子であった。実習指導において、保育者とのコミュニケーションや指導案・記録が、より重視されているからであると考えられる。

指導困難さの要因としては、社会経験の未熟さ、意欲のなさに次いで、発達上に何らかの特性がある点が挙げられており、合理的配慮の必要性を示唆する結果であった。しかし、指導困難な学生を受け入れた際に、養成校からの事前説明があるケースは少なかった。養成校から提供される情報が、必ずしも実習園が聞きたい情報と一致していないためと考えられる。

上述のように実習園の保育者は、指導困難の内容として子どもとのかかわりよりも、基本的な職業人としての社会適応性を重視していたのに対し、養成校教員に対するインタビューでは、養成校での学生の学びの姿を通して子どもとのかかわりに問題が生じないか懸念されていた。養成校教員にとって、実習が子どもにとってマイナスの影響を与えてはならないと、強く意識されているからと推察される。

実習は授業であるため、障害のある学生から、実習に際して生じる社会的障壁を取り除くために何らかの対応が必要であるとの意思表示があったにもかかわらず、それを取り除くための配慮を行わないことは、合理的配慮の不提供になる。しかし、本人からの申し出がなく、実習での困難が想定されていても、養成校教員の配慮のもとに実習に行っており、合理的配慮と呼べないのではないかとと思われる事例もあった。

養成校教員のインタビューで語られた特別な配慮を必要とする学生の姿からは、保育実習では、合理的配慮で対応できるものと難しいものがあるのではないかと考えられる。事務的な作業が困難であることに対しては、パソコンで記録を書くなどの合理的配慮を行えば対応可能で

あるが、子どもに対して危険な行動をとることや、情緒的交流が困難であることに対する合理的配慮は、幼い子どもの安全・安心が保障されなければならない保育実習において可能なのであろうか。現在、保育士という国家資格は、養成校における保育士課程の単位を修得することにより取得できるしくみになっている。だからこそ、保育実習における合理的配慮をめぐっては、今後、保育士養成校と実習先保育所の間で、子どもの安全・安心の確保を第一義的に考慮し、かつ、特別な配慮を必要とする学生の実態をふまえた議論を深める必要があると言える。

## V 結論

本研究の目的は、保育士養成校や実習先保育所の教職員が、特別な配慮を必要とする保育実習生に対して、どのような点において指導上の困難を感じているのかを明らかにすることであった。保育実習生の受け入れ経験がある保育者に対するアンケート調査の結果、実習先保育所では半数以上が指導困難な学生を受け入れており、指導案・記録の指導や筆記に関すること、職員とのコミュニケーションに指導困難を感じていることが明らかになった。

また、保育士養成校教員に対するインタビュー調査を実施した結果、養成校の教員が、特別な配慮を必要とすると認識し、指導上の困難感を抱いているのは、①学びの経験が不足しており、すでに身につけているはずの学びの作法や知識や技能を持ち合わせていない学生、②保育者になりたいという目的もなく入学してきたため、なすべきことに対して意欲が不足している学生、③病気や障害、発達上の特性から、保育者としての事務遂行や対人関係構築に課題が認められる学生、④自己中心的な判断で行動し、年齢相応の行動が難しい未成熟な学生、⑤対人スキルの点において社会常識の不足が認められる学生、⑥生活スキルの点において基礎的社会経験の不足が認められる学生、であることがわかった。

以上の結果をふまえ、保育実習における合理的配慮をめぐっては、今後、保育士養成校と実習先保育所の間で、子どもの安全・安心の確保を第一義的に考慮し、かつ、特別な配慮を必要とする学生の実態をふまえた議論を深める必要があると考察した。

※本研究は、全国保育士養成協議会 平成 29 年度ブロック研究助成（2017 年 9 月～2018 年 8 月）を受けて行った。

### 注

- 1) 「障害者の権利に関する条約」は、2006 年に国連総会で採択され、日本政府は 2007 年に署名しているが、批准したのは 2014 年である。
- 2) 研修会には認定こども園からの参加もあったので保育者と表記している。

## 引用文献

- 浅原千里・上野千代子・若山 隆・柿本 誠（2008）「社会福祉現場実習を希望した発達障害学生への自己認知支援の実際－セルフ・エスティームを低下させない学内機関との連携のあり方－」『日本福祉大学社会福祉論集』119, 193-207.
- 飯岡由紀子（2017）「臨地実習において教員や臨床指導者が抱く困難感」『看護教育』58(1), 60-65.
- 川端奈津子（2015）「発達障害の特性をもつ学生への保育実習及び進路選択支援の検討」『明星大学通信制大学院紀要』15, 23-25.
- 菊池千草・安原智久（2018）「個性が輝くインクルージョンの実現－合理的配慮と方略・評価の多様化, 薬剤師としての資質の水準を考える－」『薬学教育』2, 1-8.
- 三澤恵（2017）「配慮を必要とする学生の学外実習における支援体制の課題について－幼稚園教諭・保育士を目指す発達障害学生野学環境を保障するための支援体制－」『梅光学院大学論集』50, 37-47.
- 向井智之・久米知代・安藤知行・川池秀明（2017）「精神保健福祉援助実習における学生の対人関係能力に関わるスクリーニングテスト作成に関する研究～学生の発達障害に着目して～」『聖徳大学・聖徳大学短期大学部実践』2, 1-5.
- 長沢修司（2016）「発達障害や精神的な困難を抱える教育実習生への指導と課題」『教師教育研究』29, 55-59.
- 中尾幹子・田中千寿子・豊島めぐみ（2015）「看護基礎教育における学生への発達障害支援の現状」『大阪信愛女学院短期大学紀要』49, 15-25.
- 二通 諭（2016）「発達障害や精神的な困難を抱える学生が教育実習に取り組む際の課題と支援」『教師教育研究』29, 33-43.
- 小川純子（2017）「コミュニケーションが難しい学生への対応」『看護教育』58(1), 234-239.
- 佐々木祐子・八田達夫（2010）「臨地実習における学生の困難さの分析～発達障害の観点から～」『作業療法教育研究』10(1), 15-22.
- 山下知子・徳本弘子（2015）「発達障害及び発達障害の疑いのある看護学生の臨地実習における学習困難の様相」『埼玉医科大学看護学科紀要』9(1), 11-17.
- 山下知子・徳本弘子（2016）「看護師養成機関における学生支援体制と、発達障害および発達障害の疑いのある看護学生の臨地実習における支援」『第46回（平成27年度）日本看護学会論文集 看護教育』147-150.